

令和3年度  
紀美野町観光協会

# Wi-Fi設置事業補助金 募集要領



問い合わせ先 紀美野町観光協会

TEL 073-488-2611

Mail [tourism@town.kimino.lg.jp](mailto:tourism@town.kimino.lg.jp)

## 1. 目的

本事業は、コロナ禍終息後の観光誘客のため、町内観光事業者における無線Wi-fiの設置数を増やすことで、インバウンド客及び日本人観光客の利便性を向上させることにより、さらなる誘客を図り、町内の観光業の活性化を図るものとする。

## 2. 補助対象事業

町内観光事業者が、町内の店舗にWi-Fiを設置する費用に対し、その一部を補助します。

## 3. 補助対象者

以下のすべての条件を満たしている事業者が対象となります。

- (1) 紀美野町観光協会の会員であること（今回協会に新規入会される方も対象とします。ただし最低5年以上在籍する意思のある事業者に限る）。
- (2) 紀美野町内の店舗や施設に設置する目的であること。
- (3) 観光客に対し、飲食や役務等を提供する事業店舗であること。
- (4) 住民税の滞納がないこと。
- (5) 紀美野町観光協会会長が適当であると認める事業者。

## 4. 補助限度額及び補助率等

- (1) 補助限度額 10万円（1000円未満切り捨て）
  - (2) 補助率 3分の2
  - (3) 施行期限 令和3年12月24日
- ※予算に達し次第、受付を終了します。

## 5. 申請期間

受付期間 令和3年6月10日（水）～同年11月30日（火）

平日のみ受付（土日祝祭日は受付できません）

受付時間 8:30～17:00

提出先：紀美野町観光協会 紀美野町動木287（紀美野町役場産業課内）

Tel：073-488-2611 担当者：松本

※インターネット受付可 ※提出先：Email: [tourism@town.kimino.lg.jp](mailto:tourism@town.kimino.lg.jp)

## 6. 申請書類

※申請書等様式は [http://kiminokanko.com/2021\\_wifi.html](http://kiminokanko.com/2021_wifi.html) でダウンロードできます。

<申請時>

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 見積書の写し（業者の見積書又はそれに準ずる書類）
- (3) 誓約書（様式第 2 号）
- (4) 町民税の滞納がないことを証明する書類（納税証明書）
- (5) その他観光協会会長が必要と認める書類

<実績報告>

- (1) 実績報告書（様式第 3 号）※事業完了後 2 週間以内に報告
- (2) 請求書の写し（必ず購入した機材等の明細がわかるもの）
- (3) 領収書の写し（必ず購入した機材等の明細がわかるもの）
- (4) 設置写真（設置している店舗の外観並びに設置後の写真）

7. 審査方法

書類審査（ただし、紀美野町観光協会担当者よりヒアリングを行う場合があります。）

8. 事業（手続き）の流れ

①補助申請→②書類審査→③交付・不交付決定通知→④事業実施→⑤実績報告  
→⑥補助金交付額確定→⑦補助金交付

9. 補助対象経費

（補助対象となるもの）

補助対象経費	補助対象経費の内訳
機器購入費	無線 LAN、その他無線 LAN 設置に必要と認められる機器
設置工事費	上記機器をセットするための工事費及び設定費等

（補助対象とならないもの）

- 既存設備の整備費や修理・買換え等（高性能な機械への変更は可）
- 設備及び機器のレンタル費用
- ポケット Wi-Fi などの機械で観光事業以外の目的で使用するもの
- 交付決定前に着手している場合
- 他の国・県・町等より補助金を重複して受けている場合
- 購入及び支払い等における送料及び振込手数料等

10. その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は紀美野町観光協会会長が別に定める